

岩手県告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
いとう耳鼻咽喉科クリニック	大船渡市猪川町字中井沢7番地7	平成21年4月1日
ひかり薬局	岩手郡滝沢村滝沢字野沢62番地126	〃
ふじまる内科医院	上閉伊郡大槌町上町1番3号	平成21年5月8日